

令和5年3月1日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和5年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君
監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻井和也 次 長 熊谷直美
主 査 清水啓貴

議事日程 (第1号)

令和5年3月1日(水曜日) 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3月1日から3月15日まで15日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 請願第 1号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について

〃 第 5 議員提案第 1号 松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について(提案説明)

〃 第 6 議案第 1号 松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(提案説明)

〃 第 7 議案第 2号 松島町犯罪被害者等支援条例の制定について(提案説明)

〃 第 8 議案第 3号 松島町情報公開条例の一部改正について(提案説明)

〃 第 9 議案第 4号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について(提案説明)

〃 第10 議案第 5号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(提案説明)

〃 第11 議案第 6号 松島町国民健康保険条例の一部改正について(提案説明)

〃 第12 議案第 7号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について(提案説明)

〃 第13 議案第 8号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について松島町情報公開条例の一部改正について(提案説明)

〃 第14 議案第 9号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する

地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について（提案説明）

- 〃 第 1 5 議案第 1 0 号 令和 4 年度松島町一般会計補正予算（第 8 号）（提案説明）
- 〃 第 1 6 議案第 1 1 号 令和 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（提案説明）
- 〃 第 1 7 議案第 1 2 号 令和 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- 〃 第 1 8 議案第 1 3 号 令和 4 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 1 4 号 令和 4 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 1 5 号 令和 4 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 2 号）（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 1 6 号 令和 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 1 7 号 令和 4 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 1 8 号 令和 5 年度松島町一般会計予算（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 1 9 号 令和 5 年度松島町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 2 0 号 令和 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 2 1 号 令和 5 年度松島町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 2 2 号 令和 5 年度松島町介護サービス事業特別会計予算（提案説明）
- 〃 第 2 8 議案第 2 3 号 令和 5 年度松島町観瀾亭等特別会計予算（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算（提案説明）
- 〃 第 3 0 議案第 2 5 号 令和 5 年度松島町水道事業会計予算（提案説明）
- 〃 第 3 1 議案第 2 6 号 令和 5 年度松島町下水道事業会計予算（提案説明）
- 〃 第 3 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回松島町議会定例会を開会します。

傍聴の申出はございません。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番菅野隆二議員、2番米川修司議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月15日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回目は松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定及び一部改正が6件、令和4年度補正予算が8件、令和5年度当初予算が9件、人事案件が1件、その他の議案が3件でございます。後ほど、提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜ります

ようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和4年12月2日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月2日に令和4年第4回松島町議会定例会を招集し、6日までの会期において、条例改正及び各種会計補正予算等について審議をいただきご承認をいただきました。

12月12日には、株式会社ファミリーマートとの包括連携協定を締結いたしました。大規模災害時の対応、地域の安全安心、松島の魅力発信、子育て教育など、幅広い分野で連携を図り、取り組んでまいりたいと思います。

年が明けて1月8日には、文化観光交流館において、第74回松島町成人式を挙行いたしました。成人年齢が引き下げられてから初めての成人式典となりましたが、当町では、20歳を祝う会として、対象となる115名の門出をお祝いしております。

1月9日には、文化観光交流館において、松島町消防団出初め式が行われ、式典では、長年にわたる消防活動への表彰状の伝達や、新人団員による宣誓が行われ、出席者は火災や災害などから町を守る決意を新たにいたしました。

1月18日には、企業版ふるさと納税マッチングイベントへ参加し、オンラインによる3か所を含め170を超える企業の皆様へ、松島町が取り組む事業について説明させていただきました。

2月2日には、佐川急便株式会社と包括連携協定を締結しました。災害対策や観光支援のみならず、地域の安全安心、子育て教育、地域活性化など、様々な分野で連携して、課題の改善・解決に取り組んでまいりたいと思います。

2月5日には、コロナ禍の影響により3年ぶりの開催となった松島かき祭りが開催され、晴天の下、海外からの観光客を含む、多くのお客様に松島のカキを堪能していただくことができました。

2月8日、17日、21日には、各小学校で子ども版タウンミーティングを開催し、松島の未来を担う子供たちと、まちづくりについて意見交換を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告を終わります。

続きまして、議長の諸報告はお手元に配付しております。概要を申し上げます。

1、出納検査・監査につきましては、令和4年12月から翌2月まで、例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員お二人の方、大変ご苦労さまでございました、ありがと

うございます。

2、請願・陳情・意見書等の受理については、請願、陳情の3件を受理いたしました。

4、行政視察については、記載の2議会が調査のため来庁されております。

5、会議等については、令和4年12月2日の令和4年第4回松島町議会定例会から、次ページの2月26日松島町体育協会設立50周年記念式典まで、各種行事等が記載されているとおりということでございます。

6の議会だよりの発行については、2月1日に松島議会だより第153号が発行されております。広報分科会の皆様大変ご苦労さまでございました。

7、委員会の調査及び次ページ8の議員派遣につきましては、それぞれ調査と研修等が行われました。

以上で、議長の諸報告は以上となります。

次に、令和4年12月定例会以降に開催された塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会より、報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第1号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、請願第1号消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。事務局長。

○事務局長（櫻井和也君） それでは朗読いたします。

請願第1号、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について。

請願者、宮城県塩竈市■■■■■■■■■■、塩釜民主商工会■■■■■■■■■■

紹介議員、松島町議会議員今野 章。

請願の趣旨、新型コロナ危機のもとで、物価・原材料の高騰など、営業も暮らしも厳しい中、令和5年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けた準備が進められている。

この制度の問題点は、商取引において免税事業者が排除される懸念と、免税事業者であった小規模事業者が課税業者となり、新たな税負担が発生することにある。インボイス制度が実施されれば、小規模事業者は、あえて課税業者を選択するか、廃業を選択するかの厳しい状

況に追い込まれ、複数税率の区分や事業者登録番号の整理などの事務負担は過重負担となる。

景気回復が見通せない中で、インボイス制度の実施延期の判断が求められており、既に多くの自治体で実施延期などを求める意見書が提出されている。貴議会でも、国に対してインボイス制度の実施延期を求める意見書を提出していただきたく請願するものである。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

請願、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について、説明をさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症による景気の低迷や、ロシアによるウクライナ侵略などに起因をずる食品やエネルギーなどの物価高騰が続き、中小規模の事業者の経営困難が続く中で、今年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしております。

これまで消費税制度は、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下では納税義務が免除されてきましたが、インボイス制度では、取引の年月日や金額、品目、消費税などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書、いわゆるインボイスを発行することになり、売上高1,000万円以下の納税義務を免除してきた免税店制度が自主的に廃止をされることとなります。

インボイス制度が実施されれば、免税事業者からの仕入れに対して、仕入税額控除を適用することが原則として認められないために、免税事業者は、営業収入が少なくても課税業者にならなければ取引から除外される可能性が大きくなるほか、新たに消費税の納税義務が発生することになり、大きな負担増になります。

一方、仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、廃業も覚悟しなければならないなど、中小の事業者はあえて課税業者を選択するか、または廃業を選ぶかなど、厳しい判断を求められております。

インボイスの導入の影響は、1,000万人以上に及ぶと言われ、アニメーターや声優、俳優などのフリーランスや一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家など、総額2,500億円にも上る負担増と、実務面でも過重負担が強られることとなります。

また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も、個人事業主として対象になるため、消費税の負担をどうするのかなど、問題を抱えているのが実情であります。

現在地域経済の疲弊が進む中で、中小の事業者は、事業継続などに必死の努力を続けており、

新たな税負担と複雑な実務の負担など、インボイス制度に対応できる状況ではないと考えております。実施されれば、さらなる物価高騰につながる危険性もあるのではないかと考えます。

こうした状況を踏まえ、日本商工会議所や、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な個人、団体から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっております。また全国の多くの市町村議会などでも、実施期日が迫ってくる中で、制度の実施延期などを求める意見書の採択がされてきております。

地域経済の再生、景気回復に向け、中小の事業者や個人事業主の事業継続と再生のために、本請願、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について、議員各位の賛同を得まして、採択をしていただき、意見書の提出をしていただきますように、衷心よりお願いをいたしまして、紹介議員の説明とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。請願第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出については、総務経済常任委員会へ付託することに決定いたしました。

日程第5 議員提案第1号 松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議員提案第1号松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。杉原 崇委員長。

○5番（杉原 崇君） それでは提案理由を読ませさせていただきます。

国や地方におけるデジタル業務改革の進展やデータ利活用の活発化のため、団体ごとの個人情報保護制の不均衡、不整合を解消する制度の見直しが行われ、令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報取扱い等の共

通ルールを規定しましたが、議会は、国会や裁判所が三権分立の観点から、法による規律及び改正法の対象外となっていることから、松島町議会においても、共通ルールに沿った自律的な措置を講じるため、個人情報の取扱いに必要な事項を定めるものであります。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

日程第6 議案第1号 松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第1号松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第1号、松島町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、令和3年5月19日に改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通基準での運用となることから、現行の松島町個人情報保護条例を廃止し、手数料、個人情報保護審査会などの必要な事項を定めるため、制定するものであります。

なお詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町個人情報の保護に関する法律施行条例について説明します。

提案理由書の次のページ条例に関する説明資料をご覧ください。

条例等の概要についてですが、本条例は改正個人情報の保護に関する法律に基づき令和5年4月1日から、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通基準での運用となるため、個人情報の保護に関する法律施行に必要な事項を定めるため制定するものです。

次に議案書の最終ページのA4判横の、令和3年改正法の概要の資料をご覧ください。

資料左側が、現行の個人情報保護制度の運用を示した図であり、右側が、見直し後、令和5年4月1日からの運用を示した図となります。

現行では、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等の対象ごとに、所管と根拠法令が異なっておりますが、見直し後は、根拠法令が改正後の個人情報の保護に関

する法律に一本化となり、全体の所管は、個人情報保護委員会に一元化され、運用することになります。

それでは条例説明資料 1 ページにお戻りください。

第 1 条は、条例制定の趣旨、第 2 条は、用語及び実施機関の定義を規定するものです。

第 3 条は、開示請求書への記載事項など、開示請求の手続について規定するものです。

第 4 条は、開示請求に係る手数料を規定し、手数料はこれまで同様に無料とするものです。ただし公文書の写しの交付を請求する場合の費用は、請求者の負担となる旨を規定するものです。

第 5 条から次ページの第 11 条までは、現行条例にも定めておりますが、個人情報保護審査会の設置、組織、調査権限等の事項について規定するものです。

第 12 条は、個人情報保護審査会委員が、守秘義務に違反した場合の罰則について規定するものです。

第 13 条は、避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への例外的な提供について規定するもので、第 14 条は規則への委任について規定するものです。

附則第 1 条、施行期日になりますが、本条例は令和 5 年 4 月 1 日からの施行とするもので、附則第 2 条は、現行の松島町個人情報保護条例の廃止を規定するものです。

附則第 3 条及び第 4 条は旧条例での事務、それに伴う罰則等に係る経過措置を規定し、附則第 5 条から第 8 条までにおいて、松島町個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 7 議案第 2 号 松島町犯罪被害者等支援条例の制定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第 7、議案第 2 号松島町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第 2 号、松島町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、町や事業者等の責務を明らかにするとともに、支援について基本となる事項を定め、施策を推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、安全で安心

して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものであります。

なお詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町犯罪被害者等支援条例について説明いたします。

提案理由書の次のページ、条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要等についてですが、本条例は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減または回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものです。

第1条は条例制定の目的、第2条は用語の意義を規定するものです。

第3条は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を規定するものです。また、犯罪被害者等の支援に関する施策の推進、協力に関する各主体の役割として、第4条において町の責務、第5条において町民等の責務、第6条において事業者の責務を規定するものです。

第7条は、町は犯罪被害者等からの相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うこと、またそれらの総合的な窓口の設置について規定するものです。

第8条は、犯罪等により死亡した方の遺族や犯罪等により被害を受けた方への支援金の給付制度について規定するものです。

第9条は、犯罪被害者等の支援に係る町民等及び事業者への広報啓発活動について規定するものです。

第10条は規則への委任について規定するものです。

附則になりますが本条例は、令和5年4月1日からの施行とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第3号 松島町情報公開条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第3号松島町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第3号、松島町情報公開条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、引用している条項ずれ等の整理を図るほか、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、議案第4号について説明させていただきます。

提案理由書の次のページ、条例に関する説明資料をお開き願います。

改正の内容についてでございます。

条例第4条第2項から、第52条第1項から第3項の条項につきまして、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う引用条項ずれの整備を行うものでございます。子ども・子育て支援法の一部改正内容は、法第19条の改正で第2項が削られ、同条が1項のみの条となることから、条例中第1項を引用する規定について項に言及しない形に改める内容となっております。

続きまして、条例第15条第1項第3号についてでございます。学校教育法の一部改正に伴う引用箇所の整理を行うものです。学校教育法第25条に、第2項と第3項が新設されることに伴いまして、条例で引用する学校教育法第25条を第25条第1項に改める内容となっております。

続いて、条例第26条、削除についてであります。特定教育保育施設の管理者による懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するもので、今回民法における親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴いまして、本条例中からも削除する内容となっております。

附則の改正内容についてです。この条例を、令和5年4月1日から施行するとし、なお、条例第26条の改正規定は公布の日から施行としております。

また、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、松島町子ども・子育て会議条例の引用箇所の条ずれの整理を行うものであります。なお、子ども・子育て支援法の一部改正内容は、第72条から第76条が削られ、第77条から5条ずつ繰り上げることから、改正前の引用は、第77条第1項とあるものを、第72条第1項と改正する内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第5号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、安全計画の策定等の義務化や、自動車を運転する場合の所在の確認等に関し、規定の整備を図るほか、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、議案第5号につきまして説明させていただきます。

提案理由書の次のページ、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、安全計画の策定等の義務化や自動車を運行する場合の所在の確認等に関し、規定の整備を図り、関係する2つの条例について今回併せて一部改正するものでございます。

第1条の松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の主な内容につきましては、第6条におきまして、新設する第7条の3第2項を加える内容でございます。第7条の3第2項で規定されている家庭的保育事業者等に、居宅訪問型保育事業者は含まれない内容となっております。続いて第7条の2第1項から第4項でございますが、児童の安全の確保に関するものについて、国が定める基準に従わなければならないことを規定する改正内容となっております。

2ページになります。

第7条の3第1項から第2項は、自動車の運行する場合の所在の確認を追加しております。

第10条は、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を整備する内容となっております。

第13条は削除となっており、前の議案と同様に懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

第14条は衛生管理等につきまして、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練を実施することを努力義務として定め、文言を追加しているものであります。

2つ目の条例である第2条の松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部に改正について、内容を説明申し上げます。

第6条の2第1項から第4項は、第1条の改正趣旨と同様に、安全計画の策定等となっております。

3ページに入ります。

第6条の3も、最初の第1条と同様に、自動車の運行をする場合の所在の確認について追加しているものでございますが、放課後児童健全育成事業は、対象利用者が就学児のために、安全装置の装備についての義務づけはない内容となっております。

第12条の2第1項から第3項につきましては、業務継続計画の策定等について、文言を追加するものであります。

第13条の第2項の衛生管理等につきましても、第1条と同様の改正内容となっております。

最後に附則となりますが、令和5年4月1日から施行としておりますが、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第13条の改正規定、削除規定は、前の議案と同様に懲戒権限の濫用禁止規定となりますので、公布の日から施行となり、また、家庭的保育事業者等におきましては、令和6年3月31日までは代替的な措置を講ずることを差し支えないとしております。松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2第1項から第3項の規定については、令和6年3月31日までは、努力義務とする内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第6号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第6号松島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号松島町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、出産育児一時金の額を、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げる決定が社会保障審議会医療保険部会でなされ、健康保険法施行令等の一部改正が行われたことに伴い改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは議案第6号について説明申し上げます。

提案理由書の次のページ、条例に関する説明資料をお開き願います。

改正の内容でございます。

出産育児一時金は、令和4年度、今年度までは、条例で出産育児一時金40万8,000円を定め、産科医療補償制度分の掛金分1万2,000円を規則で定めた上で、合わせて42万円を給付していましたが、宮城県全体で産科医療補償制度の加入状況が100%になっていることなどを踏まえ、宮城県におきまして、県内全体の自治体の条例において、1件50万円と改正し、規則を削除する内容でまとめていることから、それに併せて改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第7号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について（提案説明）

日程第13 議案第8号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について松島町情報公開条例の一部改正について（提案説明）

日程第14 議案第9号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について（提案説明）

お諮りいたします。日程第12、議案第7号から日程14、議案第9号までは、白石市外2町組合の脱退に伴う規約の変更に関する議案であり、関連がございますので一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について。

今回の規約変更につきましては、宮城県市町村職員退職手当組合から、令和5年3月31日をもって白石市外2町組合が脱退することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体に協議を求められていることから、同法290条の規定により議会の議決を必要とするため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第8号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について。

今回の規約変更につきましては、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から、令和5年3月31日をもって、白石市外2町組合が脱退することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更が必要となり、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、関係地方公共団体に協議を求められていることから、同法第252の2の2第3項の規定により、議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第9号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について。

今回の規約変更につきましては、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から、令和5年3月31日をもって、白石市外2町組合が脱退することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更が必要となり、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、関係地方公共団体に協議を求められていることから、同法第252の2の2第3項の規定により、議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第10号 令和4年度松島町一般会計補正予算（第8号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第10号令和4年度松島町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第10号令和4年度松島町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、12ページをお開き願います。

2款総務費1項10目諸費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、各地区に交付する防犯灯設置整備等補助金について、新設及び修繕件数の増加に伴う不足分を補正するものがあります。

13ページから15ページにわたります。

20目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、全34事業のうち、新規テナント出店応援・空き店舗リノベーション助成事業ほか27事業について、事業費を精査し、補正するものであります。

18ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険基盤安定負担金等の額が確定したことに伴い、国民健康保険特別会計への繰出金について、補正するものであります。

19ページにわたります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の実績見込みによる負担金について補正するものであります。また、令和3年度障害者自立支援給付費負担金等の確定に伴う国及び県への返還金を補正するものであります。

4目国民年金費につきましては、令和3年度国民年金事務費交付金の額の確定に伴う国への返還金を補正するものであります。

20ページをお開き願います。

5目介護保険対策費につきましては、令和3年度介護保険低所得者利用負担経営対策事業費補助金の額の確定に伴う返還金及び介護保険特別会計への繰出金を精査し、補正するもので

あります。

21ページの2項1目児童福祉総務費につきましては、令和3年度子ども・子育て支援事業費補助金の額の確定に伴う国への返還金を補正するものであります。

2目児童措置費につきましては、児童手当等支給経費の事業費精算に伴い、児童手当について補正するものであります。

3目保育所費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、令和3年度保育対策総合支援事業費補助金の額の確定に伴う国への返還金を補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、令和3年度施設型給付費の国及び県負担金に係る返還金について補正するものであります。

22ページをお開き願います。

9目認定こども園推進事業費につきましては、認定こども園施設整備事業費補助金について精査し、補正するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、令和4年7月15日、16日の大雨に伴う住宅の応急処理に伴う経費について精査し、補正するものであります。

23ページの4款衛生費1項2目予防費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、令和3年度感染症予防事業費等補助金の額の確定に伴う国への返還金を補正するものであります。

4目母子衛生費につきましては、令和3年度産婦健康診査事業費の補助金の額の確定に伴う国への返還金を、補正するものであります。

24ページをお開き願います。

2項1目塵芥処理費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、令和4年7月15、16日の大雨に伴う災害等廃棄物処理事業経費の実績見込みにより補正するものであります。

25ページの6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、国の第2次補正予算成立により、令和4年12月22日付農村地域防災減災事業費補助金の採択に伴い、防災重点農業用ため池7か所のネットフェンス設置経費について補正するものであります。

26ページをお開き願います。

7款商工費1項4目文化観光交流館費につきましては、電気料金の高騰に伴い、文化観光交流館指定管理料を補正するものであります。

27ページの8款土木費5項3目公園管理費につきましては、電気料金の高騰に伴い、松島運動公園温水プール施設指定管理料を補正するものであります。

5目街路事業費につきましては、事業費確定に伴う補正のほか、国の第2次補正予算成立により、令和4年12月2日付社会資本整備総合交付金の採択に伴い、都市計画道路根廻・初原

線道路整備事業に係る工事費について補正するものであります。

29ページをお開き願います。

10款教育費2項1目小学校管理費及び3項1目中学校管理費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、電気料金の高騰に伴う不足分について補正するものであります。

30ページをお開き願います。

5項3目給食施設費につきましては、燃料費及び電気料金の高騰に伴う不足分について補正するものであります。

31ページの11款災害復旧費1項2目農業施設災害復旧費につきましては、令和4年7月15、16日の大雨により被害に遭った排水施設に対し、鶴田川沿岸土地改良区が実施した応急排水ポンプ設置など、湛水排除事業に対する負担金について、補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、職員人件費の精査及び新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業等の中止または内容変更等に伴うもののほか、事務事業の精査及び事業費の確定に伴うものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

4款配当割交付金から7款地方消費税交付金までにつきましては、収入見込みにより補正するものであります。

4ページをお開き願います。

13款地方交付税につきましては、国の補正予算に伴う本年度交付見込額について補正するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険基盤安定負担金等の額の確定、障害者自立支援給付費の実績見込み及び児童手当の精査に伴い補正するものであります。

5ページの2項2目民生費国庫補助金の児童福祉費補助金のうち、保育所等整備交付金につきましては、歳出でご説明しました認定こども園施設整備事業費補助金の精査に伴い補正するものであります。

3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました災害等廃棄物処理事業経費の実績見込みに伴い補正するものであります。

4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、歳出でご説明しました都市計画道路根廻・初原線道路整備事業費に対するものであります。

5目教育費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に対する教育支援体制整備事業費交付金の交付決定に伴い、補正するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国からの交付限度額通知により補正するものであります。

6ページをお開き願います。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の額の確定、障害者自立支援給付費の実績見込み及び児童手当の精査に伴い補正するものであります。また災害救助費負担金につきましては、歳出でご説明しました住宅の応急処理を行う経費の精査に伴い補正するものであります。

2項2目民生費県補助金の児童福祉補助金につきましては、歳出でご説明しました認定こども園施設整備事業費の補助金の精査に伴い、補正するものであります。

7ページの4目農林水産業費県補助金の農地費補助金につきましては、歳出でご説明しました防災重点農業用ため池へのネットフェンス設置経費に対するものであります。

8ページをお開き願います。

21款繰入金1項5目松島区外区有財産特別会計繰入金につきましては、令和4年度をもって会計を閉鎖する松島区及び北小泉区における財産積立金を繰入れするものであります。

9ページの23款諸収入5項2目雑入の過年度収入につきましては、令和3年度低所得者介護保険料軽減負担金の国県からの追加交付分及び令和3年度障害者自立支援給付費の県からの追加交付分について補正するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、戸籍情報システム番号制度導入対応改修事業ほか5事業につきまして、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 説明。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、2款総務費1項総務管理費20目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきまして、ご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料1をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、13ページから15ページとなっております。

本町では、これまでに、コロナ克服のための経済対策をはじめとし、原油価格、物価高騰等の影響を受けている地域経済や住民生活の支援としまして、全34事業を実施してまいりました。今回の補正につきまして、令和4年度に実施しております全34事業のうち28の事業にお

きまして、事業完了等による事業費精査といたしまして、補正を行うものでございます。

次に、財源内訳をご覧ください。

国費268万円につきましては、国が定める国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助の裏負担分としまして、保留されていたものでございまして、厚生労働省や文部科学省の補助事業の地方負担額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、令和5年2月15日付で通知を受けたことから、今回、国費を増額補正するものでございます。下段、事業概要欄につきましては、今回事業費精算に伴い、事業額が変更となります28の事業を記載し、お示ししております。

次に添付しておりますA3判資料、資料2をお開き願います。

初めに、資料の見方につきましてご説明させていただきます。

ページ上段3行目に記載しております金額は、国から交付を受けました地方創生臨時交付金総額と、これまでに補正予算化した国費について、お示ししているものでございます。表につきましては、事業番号1番から34番までの個別事業を記載し、補正前の事業費と、今回の事業費の精査を行った後の補正額の金額に分けております。

下段、括弧書きにつきましては、補正前の事業費と比較金額をお示ししているものでございます。事業概要欄につきましては、実績に基づく内容を記載しております。

恐れ入ります。資料2、最終の7ページをお開き願います。

下段、全体事業費の合計についてご説明いたします。補正前の全体事業費といたしましては、3億4,441万6,000円であり、補正後の全体事業費は3億1,236万9,000円でございます。国費につきましては、これまで、令和3年12月27日付、さらに令和4年4月28日付、さらに令和4年9月22日付と3回交付限度額の通知を受けております。また、今回新たに令和5年2月15日付で通知をいただいた268万円を加えた合計2億98万6,000円ということでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは主要事業説明資料2をお開きください。

6款1項4目農地費、農村地域防災減災事業について説明いたします。

事項別明細書は25ページになります。

今回の補正につきましては、国の第2次補正予算成立による事業採択に伴い、防災重点農業用ため池における安全対策のためネットフェンス設置工事を行うものです。

事業概要をご覧ください。

事業費20万円、工事請負費1,800万円、合計で1,820万円となります。

工事箇所は7か所です。

なお、防災重点農業用ため池とは、農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、都道府県知事が指定したものです。

財源内訳ですが、県費につきましては、国費と県費が合算され歳入となり、補助対象である工事請負費に対し、76%の補助率です。また、起債の充当率は補助残額の100%となります。

次のページの位置図をご覧ください。

今回の工事施工予定箇所は、松島区にある桜岡ため池、根廻区にある平山ため池、左坂1及び左坂2ため池、矢倉場1ため池、幡谷区にある泉ヶ原2ため池、桜渡戸区にある館ヶ沢ため池となります。なお、事業実施につきましては、令和5年度に全額を繰越しさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 主要事業説明資料3をお開きください。

補正予算事項別明細書は27ページになります。

8款5項5目街路事業費、都市計画道路根廻・初原線道路整備事業の補正につきまして、説明いたします。

次ページ、A3判の道路整備計画図をお開きください。

都市計画道路根廻・初原線につきましては、初原地区に新たな産業拠点、松島イノベーションヒルズの整備を目的とした土地利用計画に伴い、根廻地区の国道346号から土地区画整理地内を通過し、初原地区の主要地方道大和松島線まで、新たな幹線道路整備を行うものでございます。路線につきましては、令和4年9月議会の補正では仮称としておりましたが、令和4年11月1日に都市計画決定となりましたので、都市計画道路と変更しております。

図面右上が起点の国道346号交差点部です。保健福祉センター入り口より約400メートル北側幡谷側に交差点を計画しております。図面左下が終点の主要地方道大和松島線交差点部です。現在の三陸自動車道松島大郷インターチェンジ入り口より約60メートル主要地方道仙台松島線側に交差点を計画しております。

路線の全体延長は2,520メートル、土地区画整理地内を除いた部分が町で整備する箇所でありまして、起点側の根廻地区570メートル、終点側の初原地区780メートル、合計1,350メートルを整備するものです。計画の道路幅員は、車道部が7.5メートル、歩道部が片側で2.5メートル、全体では10.0メートルの計画であります。

今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金について、昨年12月の2次補正により、国費5,000万円、事業費で1億円分の内示があり、赤線部分になりますが、根廻地区の工事請負費を補正するものでございます。また、緑色で着色している箇所につきましては、三陸自動車道松島大郷インターチェンジの料金所及びインターチェンジ入り口の集約が計画されており、新しいインターチェンジ箇所の検討範囲であります。検討範囲が、路線の初原地区にかかりますことから、設計の手戻りが発生する可能性がありますので、インターチェンジの整備検討がまとまってからの測量設計と考え、初原地区の測量設計を今年度は実施しないものであります。そのために委託料の減額補正を行い、事業進捗を考え、委託料減額分の一部を、根廻地区の工事請負費に組替えするものです。

主要事業説明資料にお戻り願います。

事業概要でございます。

(1)の委託料につきましては、初原地区の測量設計分を補正減するものであります。設計延長は1,350メートルでしたが、初原地区780メートルの減となり、根廻地区分の570メートルとなります。

変更の内容につきましては、路線測量570メートル、780メートルの減、用地測量1万8,000平方メートル、4万7,500平方メートルの減。用地調査、建物調査ですが、0棟、3棟の減。土質ボーリング調査は、4か所で変更ありません。道路詳細設計570メートル、780メートルの減。交差点詳細設計1か所、1か所の減でございます。

委託料につきましては、設計延長の減及び契約差金により、5,502万4,000円の減額を行うものです。

(2)の工事請負費につきましては、根廻地区の工事を実施するものです。施工延長は570メートルであります。

工事内容としましては、切土・盛土の土工及びのり面工を行うものです。

工事請負費の補正につきましては、国の2次補正分の1億円及び委託料からの組替え補正分2,567万6,000円を合わせまして、1億2,567万6,000円を補正するものです。

事業概要上段にあります全体事業費の内訳表であります。

委託料につきましては補正前の額8,600万円、補正減額5,502万4,000円、補正後予算額は3,097万6,000円です。

工事請負費につきましては、補正前の額0円、補正額1億2,567万6,000円、補正後予算額は同じく1億2,567万6,000円です。

全体事業費では、補正前の額8,600万円、補正額7,065万2000円、補正後予算額は1億5,665

万2,000円です。

財源内訳表であります。財源表中の国費につきましては、社会資本整備総合交付金、国費率は50%、その他につきましては、まち・ひと・しごと創生推進基金でございます。またこの事業につきましては、今年度完成が見込めませんので、令和5年度に繰越しするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

1時間経過しておりますので、ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時20分にいたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第16 議案第11号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第11号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号、令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出について、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費及び特定健康診査等事業費の精査に伴い補正するものであります。また、財政安定化支援事業繰入金金の確定に伴い、財政調整基金積立金について補正するものであります。歳入につきましては、普通交付金の精査、特別交付金及び一般会計繰入金金の額の決定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第12号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第12号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第12号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険給付費の実績見込みに伴い、事業費を精査し、令和3年度の国県負担金の額の確定による返還金等について補正するものであります。また、令和4年度介護給付費調整交付金について、額の確定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第13号 令和4年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第1号) (提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第13号令和4年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第13号令和4年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、居宅介護サービス計画費の実績見込みに伴い、事業費を精査し、介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第14号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第14号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）の提

案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定による公課費について増額するとともに、事業収入等の実績見込みに伴い、これらの財源を精査し、財政調整基金積立金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第15号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第2号) (提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第15号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度で閉鎖する松島区及び北小泉区の財産積立金について、一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第16号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第16号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第16号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、汚水施設整備経費等の事業費を精査し、一般会計繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第17号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第17号令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第17号令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、消費税及び地方消費税の還付に伴う所要額の補正及び長沢排水管布設替工事をはじめとする建設改良事業における事業精査に伴い、資本的支出の委託料及び工事請負費について補正するものであります。

これにより、水道事業収益の総額を5億7,420万3,000円、水道事業費の総額を5億6,475万1,000円、資本的支出の総額を5億946万円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,102万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,828万7,000円、過年度分損益勘定留保資金4億5,733万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

皆さんにお諮りいたします。この後、令和5年度の施政方針ということになります。そういう中で若干早いのですけれども、大体40分前後かかると思います。その後人権擁護というふうになりますので、ここで休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めまして、休憩に入ります。再開は13時といたします。

午前11時28分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第23 議案第18号 令和5年度松島町一般会計予算（提案説明）

日程第24 議案第19号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算（提案説明）

日程第25 議案第20号 令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）

日程第26 議案第21号 令和5年度松島町介護保険特別会計予算（提案説明）

日程第27 議案第22号 令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算（提案説明）

日程第28 議案第23号 令和5年度松島町観瀾亭等特別会計予算（提案説明）

日程第29 議案第24号 令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計予算（提案説明）

日程第30 議案第25号 令和5年度松島町水道事業会計予算（提案説明）

日程第31 議案第26号 令和5年度松島町下水道事業会計予算（提案説明）

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。日程第23、議案第18号から日程第31、議案第26号までは、令和5年度各種会計予算についての提案理由であり、町長の施政方針もごございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第23、議案第18号から日程第31、議案第26号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、令和5年度各種会計予算の提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和5年第1回松島町議会定例会に、令和5年度予算案並びに諸議案をご提案申し上げ、ご審議をいただくに当たり、町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町長に就任し、2期目の任期も残りあと半年を切りましたけれども、町長就任以来、「活力あるまち・松島」の実現に向け、気概と責任を持って、全身全霊で取り組んでまいりました。令和5年度も引き続き、公約とした5つの基本政策と不断に沸き上がる諸課題にしっかりと取り組んでいる所存であります。

昨年は、ロシアによるウクライナ侵攻を発端とする原油価格等の高騰や急激な円安の進行による物価高騰等の影響を受け、コロナ禍からの回復がまだ途上にあった暮らしと経済は、引き続き予断を許さない状況となっております。

コロナ禍から社会経済活動の回復を目指しているさなか、物価が大幅に上昇する状況は、町民生活や町の経済に影響を及ぼすものであります。そのため、国や宮城県の支援施策の動向を注視し、物価高騰等の影響に直面している町民の暮らしや町内事業所の支援に引き続き取り組むなど、切れ目のない対策を迅速に行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内初確認から3年以上となりますが、いまだ完全な収束には至っていないことから、今後も感染防止対策を緩めることなく、町民

の安全と安心を守るため、取組を継続してまいります。

一方、昨年本町におきましては、松島海岸駅の新駅舎の落成が3月に行われ、松島観光の玄関口としてふさわしい駅へとリニューアルいたしました。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響がまだ残る中、3年ぶりとなる行動制限のない夏に、松島流灯会海の盆をはじめ様々なイベントが開催されるようになったことで、本町への観光客の入り込み数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の7割近くまで回復するなど、にぎわいを取り戻しているところであります。

また昨年は、行政区役員等懇談会を各行政区において開催することができました。令和5年度におきましても、感染症拡大に注意を払いつつ、本町に関わる多くの方々と直接語り合う場として、本町の施策や地域の課題をテーマにタウンミーティングを開催し、コロナウイルスに奪われた町民との対話の時間を取り戻し、まちづくりを進めてまいります。

さて、昨年も全国各地で自然災害が多発した年でありました。7月15日から16日にかけての大雨においては、本町では初めてとなる「記録的短時間大雨情報」が発表されました。16日午前0時には、最大1時間降水量が100ミリメートル相当となったことを受け、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。この記録的な大雨により、甚大な被害が発生しました。最近では、50年に1度の大雨といった報道も珍しくなく、命を守る行動をとというような新たな防災情報の発信がなされるなど、改めて地球規模での異常気象に対し、今後も防災減災対策は、我々行政としての最重要の使命として取り組んでまいります。

町の長期総合計画における重点戦略の1つに位置づけております子育てにつきましては、新しい子育ての場として、令和2年度より整備してまいりました認定こども園松島めぶきの森が、本年2月に園舎が完成し、4月より開園する運びとなりました。新しい園舎に加え、里山に囲まれた自然豊かな環境を生かし、体で感じる体験を中心に、様々なカリキュラムを導入するなど、本町における幼児教育の質の向上が図られるとともに、保育の受皿の拡大と教育保育を一体的に提供できる場となるよう官民連携で取り組んでまいります。

昨年11月初原地区におきまして、工業系の土地利用を目的とした事業区域として、市街化調整区域から市街化区域へと編入されたところでもあります。このことにより町内における企業誘致の場が飛躍的に広がるとともに、立地する新たな企業のもと働く世代の雇用の場が創出されることで、町の長期総合計画における重点戦略の1つに位置づけております定住に寄与する非常に有効な施策になるものと捉えております。今後は、本格化する新たな産業拠点の形成と併せ、雇用の受皿となる企業の誘致につきましても、積極的に取り組んでまいります。

本町の人口は、本年1月1日現在で、1万3,321人であり、昨年同日の1万3,502人と比べ、

181人減少しています。一昨年から昨年の176人の減少と比べ、若干減少幅が増えており、この減少速度をできるだけ緩やかにしていくことが急務であります。そのためには、若い世代に住み続けてもらえる環境を整え、I・J・Uターン者等の移住者を呼び込むことが必要となっておりまいます。

本町における令和3年度の人口増減を見ますと、自然増減では自然増が50人、自然減が230人でありました。一方社会増減では、社会増として、町に移住してこられた方が384人、町から転出された方が353人となっており、年々本町に移住をされる方が増えております。

社会増が続く本町の移住定住促進策として、引き続き移住者等を対象とした住宅取得への支援を継続してまいりますとともに、新たに若年層への移住定住を後押しする施策として、出会いの場をサポートする「出会いサポート事業」、さらに、結婚を機に本町に居住する新婚世代に対し、新生活のスタートにかかる引っ越し費用等の一部を助成する「新婚世帯応援事業」の2つの事業に取り組んでまいります。

コロナ禍を契機とした地方回帰の動きも捉えながら、積極的に情報発信を行い、I・J・Uターン者の増加や、若者の定住促進に努めてまいります。

昨年より進めている自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）につきましては、昨年3月、本町のデジタル化に取り組む推進基本方針を策定いたしました。この方針に基づき今年4月に設置する（仮称）デジタル推進室を中心に、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）をさらに推進してまいります。

デジタル社会の早期実現に向け、国でも様々な法律、計画等が策定されており、令和7年度末までに重点的に取り組むこととされておりますことから、時代の潮流を踏まえ対応していく必要があります。

本町におきましても、様々な課題に対し、デジタル技術を効果的に活用することで、さらなる町民サービスの向上と、業務の効率化を目指し、町民にとって便利で優しいと実感できる行政サービスを推進してまいります。

本町は、令和10年1月1日に、町制施行100周年の節目を迎えます。後世の記憶に残す取組として、令和5年度から、本町の歴史文化を正しく記録し、次世代へ継承していくため、（仮称）町史編さん室を設置し、松島町史編さん事業に取り組んでまいります。

最後に、令和5年度における本町の財政の見通しではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続している中、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により、経済の先行き不透明さは増大しており、依然として税収が予測しにくい状況であります。その中で、人件費や社会保障関係経費の義務的経費、公共施設の維持管理経費に加え、国際情勢を背景とした

原油物価、物価高騰による燃料費や光熱水費などの経常経費の増加が避けられない状況であり、引き続き厳しい財政状況が継続することが予想されます。そのため自治体が行う地方創生事業に対し、寄附を行った企業に税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税制度を積極的に活用していただけるよう、企業に働きかけを行い、新たな財源確保に努めてまいります。

また使用料や手数料などの受益者負担の適正化を図ってまいります。公共施設の整備、運営については、使用料等の適正な見直しを継続するとともに、PPP、PFIなどの手法を用いた民間資金等の活用の検討を行い、施設を最大限に有効利用し、経費の縮減を図ってまいります。

さらには過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく追加指定を受けたことから、昨年9月に策定した松島町過疎地域持続的発展計画に基づく過疎対策事業について、様々な支援を取り入れながら、本町の活性化と若者の定住、住みよいまちづくりの効果的な支援に取り組んでまいります。

このような状況の下、令和5年度予算案における一般会計の予算規模は、前年度と比較して、5.6%の増で編成しております。なお特別会計予算につきましては、下水道事業特別会計が、令和5年度から公営企業会計へ移行しますことから、前年度と比較して18.2%の減となり、公営企業会計予算につきましては、120.4%の増で編成しております。

令和5年度もコロナ禍や世界情勢により、先行きが不透明な状況にはありますが、感染症への対応に全力を挙げて取り組むとともに、少子高齢化と人口減少の進展に伴う将来の課題に対応し、町民の皆様が生き生きと活動する活力あるまち、持続可能なまち、選ばれるまちを目指し、長期総合計画に定めた重点施策等を着実に実施してまいります。

続きまして、令和5年度の主な施策につきまして、長期総合計画の施策体系に基づき、ご説明申し上げます。

土地利用につきましては、松島イノベーションヒルズ構想となる初原地区におきまして、これまで宮城県と継続的に実施してきた協議が実を結び、令和4年11月1日に、市街化調整区域から市街化区域へ編入したところであります。このことにより当該地では、新たな土地利用計画による整備が可能となり、令和5年度におきましては、松島イノベーションヒルズの実現に向け、新たな産業拠点の形成づくりを推進し、本町における地域産業の活性化に取り組んでまいります。

河川、港湾につきましては、高城川の高城大橋から田中川合流部の河川改修実施と、明治潜穴上流部の河川のり面雑木撤去等を引き続き宮城県へ要望してまいります。

また田中川、新川につきましては、越流対策としての河道掘削が宮城県により実施されますことから、安全安心なまちづくりを目指し、宮城県と調整し、継続し、早期完成に努めてまいります。

住宅につきましては、一般住宅耐震化の整備促進として、耐震診断及び耐震改修工事の助成を継続するとともに、通学路等危険ブロック塀除去に対しても助成を行い、耐震化事業を推進してまいります。

上水道につきましては水質や放射性物質の検査を徹底し、安全で良質な水道水の提供に努めるとともに、左坂配水池建設工事や配水管の布設替えなどの更新工事を引き続き進めてまいります。

下水道につきましては、令和5年度から公営企業会計に移行し、経営状況の明確化、健全化に努めてまいります。また、施設の持続的な機能確保を図るため、ストックマネジメント計画の策定に取り組んでまいります。さらに、下水道未普及地区の解消を目的として、初原地区などの汚水管渠築造工事を引き続き進めてまいります。

道路につきましては、令和4年10月に、国道45号松島海岸地区の渋滞解消の取組として、交通社会実験を実施いたしました。令和5年度も交通社会実験が実施されますことから、国及び宮城県、関係各所と連携を図りながら、交通社会実験に参画し、実験検証データを参考に、国道45号及び県道仙台松島線の拡幅改良整備、小牛田松島線初原バイパスの延伸について、積極的に要望してまいります。

公共交通につきましては、町営バスの運営について、急速な高齢化に対応し、持続的かつ安定的に移動手段を確保することを目的に、民間の活力を導入した運営手法を検討するなど、町民が利用しやすい運行形態の構築を図ってまいります。

情報通信につきましては、町政情報や観光情報、災害情報の発信について、各種SNSに加え、令和5年度より新しくテレビのデータ放送を活用したテレビ回覧版の運用を開始するなど、各種ツールの特性を生かし、効果的な情報の発信に努めてまいります。

自然環境保護につきましては、松くい虫防除事業として、薬剤散布と樹幹注入を実施するとともに、被害拡大防止を図るため、松くい虫やナラ枯れ被害木の早期伐倒を実施することにより、森林の機能保全を図ってまいります。また、被害木伐採跡地に植樹した松の育成のための下刈りを継続し、松林の育成、景観保持に努めてまいります。

環境衛生につきましては、ごみの適正処理及び資源循環の形成に向け、ごみカレンダーの配布などにより、家庭ごみの分別徹底に努めるとともに、町内一斉清掃活動並びに啓発看板の設置などにより、町民の環境美化意識の向上や不法投棄の防止に努め、ごみのないきれいな

まちづくりを推進してまいります。

また、衛生害虫対策として、殺虫剤散布用の防除機器を整備し、各行政区や公衆衛生組合連合会の協力をいただきながら、衛生状態の保持に努めてまいります。

交通安全につきましては、交通安全町民総ぐるみ運動などを通じて士気を高め、事故に遭遇する割合が高い高齢者へ啓発活動を行うなど、関係機関と協力し、交通事故防止に努めてまいります。また危険箇所カーブミラーを設置するなど、交通安全施設の充実を図ってまいります。

消防、防災につきましては、宮城県が公表した津波浸水想定や、第5次地震被害想定調査を踏まえ、ハザードマップ及び津波避難計画の見直しを行い、全戸配布やホームページ等にて周知に努め、災害時の避難行動の迅速化を図ってまいります。また、登録制メールやSNSを通じて、防災情報等を迅速に提供し、被害を未然に防止することに努めてまいります。

消防団につきましては消防資機材や消防水利の計画的な更新・整備により、地域防災力の充実・強化を図ってまいります。また、総合防災訓練や各種訓練等を通じて、災害活動の技術向上を図るとともに、常備消防を初めとする関係機関と火災予防に取り組み、地域の安全、安心を確保してまいります。

防犯につきましては、警察等の関係機関の協力を得ながら、各地域の防犯指導隊と情報を共有し、地域の実情に沿った防犯活動を行ってまいります。また犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について、相談に応じ、情報を提供するなど、支援体制の充実に努めてまいります。

保健、医療につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の動向を踏まえ、塩釜医師会及び町内医療機関と連携を図り、医療体制の維持に努めるとともに、引き続き感染予防の啓発に取り組んでまいります。

また新たに骨髄バンクドナー助成事業を開始し、骨髄移植の推進及びドナー登録の普及啓発を図ってまいります。さらに町の総合的な健康づくりの指針となる健康増進計画の策定に向けて、健康と生活習慣に関する基礎調査を実施いたします。

母子保健につきましては、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産し、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期まで、保健師等が一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ体制を拡充いたします。

長寿健康対策につきましては、町の健康課題である糖尿病性腎症重症化予防やフレイル予防に重点を置いた事業を実施し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、宅配夕食サービス事業、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業及びタクシー券利用助成事業等を引き続き実施し、関係機関と連携しながら、高齢者の在宅生活を支援してまいります。また、保健福祉センターを長期的に安心して利用できる施設とするため、大規模改修工事に着手してまいります。

介護保険の運営につきましては、介護予防教室の参加状況を見据えながら、地域の実情に応じた教室等の開催に努めてまいります。また中長期的な介護保険サービス給付費等を適正に見込み、高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画を策定してまいります。

介護サービス事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、総合事業の対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、在宅生活を支援してまいります。

児童福祉につきましては、本年4月に認定こども園が新たに開園することから、施設型給付事業等による給付を行うとともに、施設と連携しながら、安全安心な保育環境づくりに努めてまいります。また、令和7年度からの5年間を計画期間とする「松島町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」の策定に向け、子育てに関するアンケート調査を実施し、実態やニーズの把握に努めてまいります。子ども家庭総合支援拠点では、子育てに関する相談支援を行うほか、関係機関と連携し、要保護、要支援児童等への対応に引き続き取り組んでまいります。

障がい福祉につきましては、令和6年度からの「松島町障がい者計画（第4期）」及び「松島町障がい福祉計画（第7期）・松島町障害児福祉計画（第3期）」を策定し、引き続き障がい者及び障がい児が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備、充実を図り、自立と社会参加の実現を図ってまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険制度において、被保険者の健康を保持し増進させるため、健康課題の分析、保健事業の評価を実施し、特定健診結果やレセプト等を活用して、令和6年度からの「第3期データヘルス計画」の策定を行います。また子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国保税における子供の均等割の全額減免について、町独自の取組を引き続き実施してまいります。

学校教育につきましては、松島町教育振興基本計画に基づき、「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」を目指す姿として、地域性など各校の特色を生かした教育を引き続き推進してまいります。また学校運営につきましては、学校運営協議会と連携し、地域とともにある学校づくりに努めてまいります。

英語教育につきましては、教育課程特例校制度を活用し、「子ども国際観光科」として、実

生活に役立つ英語能力と松島町の歴史や文化への理解向上を目指した新しいカリキュラムを導入し、特色ある英語教育を展開してまいります。

心のケア、不登校対策につきましては、子供たちが抱える悩みや問題が、多様化、複雑化している中、学校及びスクールソーシャルワーカーが連携を図り、松島町子どもの心のケアハウスを活用しながら、学校復帰や自立に向け、必要な支援や働きかけを行ってまいります。

学校教育環境の整備につきましては、耐用年数や老朽化状況を考慮しながら、設備更新を行い、安心して学校生活を送れるよう、適切な維持管理に努めてまいります。また、1人1台端末の活用については、ICT支援員を引き続き配置し、情報教育の充実や、教育の指導力向上を図ってまいります。

幼児教育につきましては、自然や郷土から学ぶ体験活動を通じた元気で心豊かな子どもの育成、小学校と連携したアプローチカリキュラムの実践による学びの土台づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、物価高騰等への対応と、地産地消の推進を図りながら、成長期にある園児、児童生徒への心身の健全な発達に必要な栄養バランスが取れた給食を提供するとともに、食育指導の充実に努めてまいります。

生涯学習につきましては、家庭、地域、学校の協働による、地域一体となった教育活動を推進し、各種教室、講座の開催等を通じて、生涯学習の振興を推進してまいります。また、松島の自然、歴史、文化等の魅力を発信し、地域に対する郷土愛の熟成を図り、子どもから高齢者まで生き生きと自発的な学習に取り組める環境づくりに努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化観光交流祭りなどの各種イベントを開催し、文化芸術活動への参加の場や鑑賞の機会を提供し、さらなる推進を図るとともに、新たな活動団体の創出に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツに親しむ機会を創出し、競技及び交流人口の拡大と、運動習慣の定着に、指定管理者や各種スポーツ団体と連携を図りながら取り組んでまいります。また、充実した活動ができる環境を提供するため、今後も継続して、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

文化財の保存及び活用につきましては、令和5年3月に改定予定である特別名勝松島保存活用計画の周知徹底並びに効率的な運用に努めるとともに、松島における景観と生活の共存が図られるよう、宮城県と調整を行ってまいります。また、令和5年度に新たに国の補助を受けて実施する「埋蔵文化財公開活用事業」において、西の浜貝塚や瑞巖寺境内の遺跡で出土とした遺物の整理、研究を進め、公開講座や説明看板の設置などの活用を図ってまいります。

国際観光につきましては依然として新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、多くの国々において、水際対策の緩和など、回復に向けた動きが見られる中、インバウンドの段階的復活に併せ、国や宮城県、地域連携DMO等と協力しながら、体験型のコンテンツの充実、情報発信等に努め、選ばれる観光地を目指してまいります。

観光客誘致の強化につきましては、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会等の各種事業を実施するとともに、町内事業者や近隣自治体、宮城県等との連携を強化し、効果的な誘客事業を実施いたします。

また、教育旅行誘致事業として、引き続き町内事業者等と連携し、探究学習を重視する教育現場のニーズに即したプログラムを提供することで、安定的な団体旅行需要の獲得に努めてまいります。

多島海の魅力の伝承につきましては、世界で最も美しい湾クラブの加盟湾として、「SDGs（持続可能な開発目標）に関連する松島湾アマモ再生プロジェクト」や湾の環境保全に関する活動を、より広く知っていただくために、PR活動を行い、豊かで美しい松島湾を後世に継承できるよう取り組んでまいります。

地域間交流の推進につきましては、各種交流のある地域で開催される行事において、観光PRを実施するほか、本町で開催されるイベント等に出展していただくことで、双方での観光交流及び観光振興に努めてまいります。

文化遺産につきましては、日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」について、宮城県並びに関係自治体と連携しながら、各種イベントとタイアップしたPR活動や、公式SNS等を活用した情報発信に努めるとともに、地元の方々にその魅力を知ってもらえるような講座の企画や、ボランティアガイド育成などの事業に取り組んでまいります。

起業・創業支援につきましては、町独自の取組として、町内で新たに創業する方への補助金交付事業を行い、創業の後押しを行うほか、利府松島商工会が実施する創業塾の開催を支援することで、創業を目指す方が本町に移住、定住し、地域経済が活性化するよう努めてまいります。

観光業につきましては、松島観光協会をはじめとする町内事業者や関係自治体、地域連携DMO等と協力し、近年の体験型コンテンツへのニーズの高まりなど、変化する観光需要に対応するべく、広域での相互連携を図りながら、滞在型の観光地を目指し、受入体制の整備や誘客活動を実施してまいります。

また、松島町交通社会実験に伴うにぎわい空間の創出につきましては、イベントによるにぎわいの創出、広域観光による滞在時間の確保等について、企画、実施してまいります。

観瀾亭、松島博物館におきましては、利用者の利便性を高め、より魅力のある施設とするため、公衆トイレの建設工事に着手してまいります。

また、中秋の名月を楽しむイベントとして「月の松島in観瀾亭」を開催するほか、観光客の滞在時間の拡大や、宿泊の推進につながるような取組を実施してまいります。

農林業につきましては、米の需要均衡を図るため、国や宮城県が示す生産の目安に基づいた米生産が円滑に実施されるよう、調整を行うとともに、JA等の関係機関や農業者と連携しながら、農業者の所得向上に向けた、高収益作物の作付拡大に対する支援を引き続き行ってまいります。

また低迷している米需要や米価下落に対する施策について、国や宮城県に要望してまいります。

さらに県営土地改良事業推進について、志田谷地排水機場更新事業を引き続き進めてまいります。

地産地消推進につきましては、実行委員会の活動を支援し、地産地消イベント等を通じて、生産者と消費者の触れ合いの機会を提供することで、地域のにぎわいが生み出されるよう努めてまいります。

水産業につきましては、近年、松島湾内で養殖を行うカキに群体性ホヤやフサコケムシなどが大量に発生し、死滅する要因ともなっております。湾内の水質や底質も含めた環境調査、研究が実施されるよう、湾岸市町と協力し、国や宮城県に要望してまいります。

また、松島産カキを安全安心に提供するための衛生対策に対する支援、全国にカキをPRするための支援及び漁業後継者を育成するための支援事業を継続し、利用者の経営安定に努めてまいります。

さらに県営漁港事業の推進につきましては、令和5年度より磯崎漁港機能保全事業に着手してまいります。

商工業につきましては、町内の中小企業、小規模企業者の経営継続に関する支援、地域ブランドの創出に関する支援に加え、新たに販路を拡大する事業者に対する支援も実施してまいります。

企業誘致の推進につきましては、これまで実施している宮城企業立地セミナー等を引き続き活用し、宮城県内での事業展開を検討している企業に向けたPR活動の推進に加え、企業への直接訪問とオンラインによる面談を実施し、引き続き宮城県に限らず、積極的に企業誘致活動に取り組んでまいります。

定住促進につきましては、移住決断の際の後押しとなるよう、引き続き定住促進事業補助金

を交付してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面での移住関連イベントも全国各地で再開されておりますことから、積極的に参加し、オンラインでの相談と併せて、居城地を選んでいただけるよう取り組んでまいります。

住民参加につきましては、令和2年度から開催しているタウンミーティングについて、引き続き対象を広く募集し、多様で幅広い世代のご意見を町政に反映してまいります。また、令和3年度から小学6年生を対象に開催している子ども版タウンミーティングにつきましても、町の将来を担う子供たちと意見交換を行う貴重な場となっておりますことから、引き続き開催してまいります。

行財政につきましては、国際情勢の見通しが困難な状況下において、国内における社会経済情勢の先行きが一層不透明な状況でありますことから、引き続き限られた財源により最大の効果を上げるよう努めてまいりますとともに、ふるさと納税事業について、受入窓口の拡充及び町の魅力発信に努め、寄附による財源確保を図ってまいります。

行政サービスの充実につきましては、国が推進する基幹系システムへの使用の標準化について、令和7年度の標準仕様準拠システムへの移行に向けて着実に準備を進めてまいります。

また推進本部を立ち上げ進めております自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）につきましても、行政手続とデジタル技術との融合を図り、よりよい行政サービスの在り方について検討してまいります。

広域行政につきましては、従来の要望に加え、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた課題解決へ向け、宮城県町村会等を通じて、国や宮城県に対し要望活動を行ってまいります。

また塩釜地区広域行政連絡協議会で行っている交流研修事業を通じて、塩釜地区2市3町の人材育成に努めてまいります。

ただいま申し上げました各施策に係る令和5年度当初予算の内訳につきましては、一般会計64億9,800万円、国民健康保険特別会計18億9,253万2,000円、後期高齢者医療特別会計2億3,634万2,000円、介護保険特別会計20億8,918万8,000円、介護サービス事業特別会計1,071万8,000円、観瀾亭等特別会計1億1,426万円、松島区外区有財産特別会計42万円、水道事業会計8億8,354万3,000円、下水道事業特別会計15億1,775万2,000円、合計132億4,275万5,000円であります。

以上令和5年度の施政方針につきましてご説明いたしました。

長期総合計画に掲げる「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」の実現のため、鋭意努力してまいりますので、議員の皆様方には、より一層のご支援とご協力をお願いし、

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

さて最後に一言、私自身のことについて申し上げます。

平成27年9月に町長に就任して以来、一貫して活力ある新しい時代の松島の形づくりに全力で取り組んでまいりました。これもひとえに町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力のたまものであり、改めて感謝を申し上げます。

私は本年9月に任期満了を迎えますが、これまでの2期8年、多くの町政課題に真摯に取り組み、歩を進めてきたところであり、松島の未来を見据えた町民福祉の向上に向けた施策により一層具現化するため、町長選挙に出馬する決意を固めたところであります。住み続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれる松島の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆さんにおかれましては変わらぬご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で、議案第18号から議案第26号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第32、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

■■■■氏は、民間の会社に勤務後、塩竈市立第2小学校に勤務いたしました。その後は、松島町教育委員会、学び相談員、放課後遊び教室のスタッフとして、子供たちや保護者のよき相談者、支援者としてご活躍をいただいております。同氏については、令和2年7月から人権擁護委員に委嘱されており、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

○議長（色川晴夫君） 諮問第1号の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩します。

このことについてご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室にご移動いただきたいと思います。

午後1時45分 休 憩

午後1時49分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、明日3月2日午前10時です。

ご苦労さまでございました。

午後1時50分 散 会